

- 令和3年4月に基本方針を策定以降、安全確保・風評対策に係る各取組を実施。令和4年8月には、風評影響に対しては対策の一層の強化が必要との認識の下、これまでに頂いた御意見を踏まえ、重点的に取り組むべき対策を整理し、取組を強化・拡充してきた。
- 令和4年8月以降、漁業者を始め地元住民等との車座対話や全国地上波のテレビCM・WEB広告・全国紙の新聞広告等を活用した情報発信等の取組も強化し、理解醸成の取組が進展してきている。また、「基金」等の漁業者の事業継続のための対策については、漁業者の方々から信頼関係構築に向けての姿勢との評価を得ているところ。
- 安全確保と風評対策のために必要な具体策のメニューは概ね出揃ってきている。今後、これらのメニューを確実に実施し、安全確保や風評対策の実効性を上げていくとともに、各対策内容について繰り返し説明・対話を重ね、頂いた御意見を踏まえて随時改善・改良・充実を図り、海洋放出に向けて、理解醸成活動に一層注力する。
- 基本方針においては、2年程度後にALPS処理水の海洋放出を開始することを目指としており、海洋放出設備工事の完了、工事後の規制委員会による使用前検査やIAEAの包括的報告書等を経て、具体的な海洋放出の時期は、本年春から夏頃と見込む。

## 1. 風評を生じさせないための仕組みづくり

### ①徹底した安全性の確認と周知

- IAEAが11月に来日、2回目となるALPS処理水の安全性に関するレビューを実施。
- モニタリング・海洋生物の飼育試験の結果等を分かりやすく情報発信。  
-9月に、東京電力がモニタリング結果の分かりやすいHPを立ち上げ。  
10月に流通事業者等を対象にシンポジウムを開催。  
-10月に、東京電力が、海水で希釈したALPS処理水を使ったヒラメ・アワビの飼育を開始。

→IAEAが継続してレビューを行った上で、放出前には包括的な報告書を公表し、その内容を国内・全世界に分かりやすく発信することで、国際機関である第三者が安全性を徹底的に確認したこと国内外に周知。

放出開始直後のモニタリングの強化・拡充を具体化するとともに、サプライチェーンに関わる方々が一目でモニタリング結果を確認できるよう、分かりやすく、きめ細かく、情報発信することで、安全基準を満たした上での放出が、安全上問題がないことを確認・周知。

### ②全国大での安全・安心への理解醸成

- 農林漁業者等の生産者から消費者に至るサプライチェーンや自治体職員等に対して、基本方針決定以降、約1000回の説明を実施。
- ALPS処理水の安全性を、様々な媒体を通じて発信。12月には、全国地上波のテレビCM、WEB広告、全国紙の新聞広告等も活用し、全国での大規模な情報発信を実施。
- 9月以降、漁業者を始めとする地元住民等との車座対話を本格的に実施。10月には、経産大臣も含め、車座で対話、双方向のコミュニケーションを強化。
- 国際会議や二国間対話の場での説明、東電福島第一原発等の視察受け入れ等を通じた理解醸成。
- 事業者ヒアリング等を通じて、国内外の風評影響を把握。

→漁業者、流通事業者、消費者等のサプライチェーンに関わる全ての方々や海外の関係者に、ALPS処理水の処分の必要性、安全性確保、徹底した風評対策を周知・認識の浸透。

## 2. 風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり

### ③将来に亘り安心して事業継続・拡充できると、事業者が確信を深められる対応

- 11月に令和4年度第2次補正予算が成立、12月に令和5年度当初予算の政府案が決定。生産性向上や担い手確保のための支援等、被災地の水産業を始めとする事業者支援予算等を具体化。
- 11月に成立した令和4年度第2次補正予算において、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための全国の漁業者支援の基金を措置。
- 10月に、より多くの方が三陸・常磐ものを知り、味わうためのキャンペーンを開始。三陸・常磐の水産物を扱ったメニュー等の提供、水産品の販売ブースを出展。12月には、三陸・常磐ものの魅力を発信し、消費拡大を図る「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げ。
- 12月に、放出開始後も取引を継続できるための対策を流通関係の業界団体等と議論する連絡会を設立。
- 中小企業施策や観光支援策を通じて、農業や観光事業者への支援を実施。

→「基金」や担い手確保支援等により、漁業者等がALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越え、事業を継続・拡大することを力強く後押し。

「ネットワーク」を通じ、産業界・全国の自治体・政府関係機関を挙げた、三陸・常磐ものの消費拡大と買い支えを実現するとともに、流通事業者等の要望に応え、放出前後を通じ、変わらずに地元産品の取引が継続される状況の実現に取り組む。

### ④風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット

- 万が一の風評に伴う需要減少に対応するための一時的買取り・保管等のための需要対策基金を造成。
- 12月に、立証の負担を被害者に一方的に寄せることなく、地域や業種の実情に応じた賠償を実施するための基準を公表。

→万が一風評が生じた場合の需要減少に対応する買取り・保管支援するための基金の運用を開始するとともに、今後、関係団体等と具体化する風評被害の推認等による賠償により、セーフティネットを構築。

## 3. 将来技術（汚染水発生抑制、トリチウム分離等）の継続的な追求

- 汚染水発生量は、重層的な対策により、2021年度130m<sup>3</sup>/日を達成（対策実施前の1/4程度）。
- トリチウム分離技術の公募調査を継続し、将来的に実用化に向けた要件を満たす可能性のある技術について、フィージビリティスタディの開始準備。

→汚染水発生量を減少させる取組を継続し、2028年度に約50-70m<sup>3</sup>/日まで低減を目指すとともに、トリチウム分離技術についてフィージビリティスタディを着実に実施。